



平成 22 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 田辺三菱製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 土屋 裕弘
(コード番号 4508)
問合せ先 広報部長 笹生好久
TEL 06-6205-5211

単元株式数の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 10 月 29 日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせします。

記

・ 単元株式数の変更について

1. 最近の投資単位の状況および変更の理由

(1) 最近の投資単位の状況

直前事業年度の末日における最終価格をもとに 算出した 1 売買単位当たりの価格	1,320,000 円
直前事業年度における日々の最終価格をもとに 算出した 1 売買単位当たりの価格	1,152,000 円
直前事業年度の末日における単元株式数	1,000 株

(2) 変更の理由

株式の投資単位を引き下げることにより、投資を行いやすい環境を整え、当社株式の流動性の
一層の向上と投資家層のさらなる拡大を図るため。

2. 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更します。

3. 変更予定日

平成 22 年 12 月 1 日(水曜日)

・ 定款一部変更について

1. 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
<p>第 8 条(单元株式数) 当社の单元株式数は、<u>1,000 株</u>とする。</p>	<p>第 8 条(单元株式数) 当社の单元株式数は、<u>100 株</u>とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u> <u>第 1 条</u> <u>第 8 条の変更は、平成 22 年 12 月 1 日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u> <u>第 8 条(单元株式数)</u> <u>当社の单元株式数は、1,000 株とする。</u> <u>なお、本条は、第 8 条の変更の効力発生後、これを削除するものとする。</u></p>

(ご参考) 平成 22 年 12 月 1 日(水曜日)付をもって、東京証券取引所および大阪証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

以 上